

| | |
|-----------------|---------------------------------|
| 26 陳情 第 28 号 | 落四小内学童クラブと放課後子どもひろばの質の確保についての陳情 |
| 付託委員会 | 文教子ども家庭委員会 |
| 受理及び付託 年 月 日 | 平成26年12月3日受理、平成26年12月12日付託 |
| 陳情者 | 新宿区_____ |
| | 代表 _____ 外38名 |

(要 旨)

- 1 落四小内学童クラブは現行の新宿せいが学童クラブと同等以上の質を保って下さい。
- 2 時間延長ひろばではなく、現行のおちよんクラブと同等の学童機能付きひろばを運営して下さい。

(理 由)

- 1 平成27年度から、落四小学区域の子どもたちが利用する新宿せいが学童クラブが廃止され、落四小内学童クラブが開設されます。新宿せいが学童クラブは109.46㎡であり4月の入所児童数47名で計算すると2.33㎡/人でした。しかし落四小内学童クラブのスペースは7㎡の給湯室を含めて99㎡なので、12月1日現在の学童クラブの実需(新宿せいが学童クラブとおちよんクラブの合計利用者数67名)から考えると、1.47㎡/人(給湯室を含めないと1.37㎡/人)となります。さらにせいがに入れず他の学童クラブを仕方なく利用している子どももいること、学童クラブ利用者が年6%増加していることを考慮すると実際には更に手狭になることが予想され、これでは条例で定めている1.65㎡/人が全く保てない状態です。今年度と同様に来年度の実需を見誤ることは許されません。日中就労などで保護者不在の家庭の子どもたちが家庭の代わりとして、落ち着いて過ごせるように、国の基準を遵守して需要に見合ったスペースを確保して下さい。また国の基準では一つの支援単位は40名なので、40名ずつの二つの支援単位(学童クラブ増設)にして、子どもたち一人一人に十分対応出来るよう本来あるべき姿にして下さい。
- 2 平成27年4月から学童機能付きひろばである「おちよんクラブ」を廃止し、時間延長ひろばが始まる予定です。今までおちよんクラブで使用していたおやつ用の部屋はなくなり、朝の開設時間は8時から10時と遅くなり、おやつ時間も15時から17時(夏は17時半)以降と遅い時間になり、連絡帳、保護者会、個人面談はなしの下位互換です。実需に配慮をせず、既存施設に応じた定員算定により現行のおちよんクラブより更に保育環境が悪化することは承服しかねます。厚労省の指針である学童クラブ増設が難しく経過措置を設けざるを得ないのであればせめて今ある学童クラブ機能付きひろばを運営して下さい。

以上

26 陳情第 28 号